

第 3 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成20年9月25日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成20年9月25日（木曜日）

午前10時5分開議

午後0時25分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成20年度熊本県一般会計補
正予算（第2号）

議案第9号 熊本県公共育成牧場の設置、
管理及び預託料に関する条例を廃止する
条例の制定について

議案第11号 平成20年度県営かんがい排水
事業、県営経営体育成基盤整備事業、農
免農道事業、広域農道事業、一般農道事
業、県営中山間地域総合整備事業、ふる
さと農道緊急整備事業、水と緑ふるさと
保全対策事業、漁場環境保全創造事業、
地域水産物供給基盤整備事業、広域漁港
整備事業、単県漁港改良事業、単県漁港
しゅんせつ事業及び漁村再生交付金事業
の経費に対する市町村負担金について

議案第12号 平成20年度農地海岸保全事業
及び漁港海岸保全施設整備事業の経費に
対する市町負担金について

議案第13号 平成20年度県営土地改良事業
の経費に対する市町村負担金について

報告第3号 専決処分の報告について

報告第17号 財団法人熊本県農業公社の経
営状況を説明する書類の提出について

報告第18号 社団法人熊本県林業公社の経
営状況を説明する書類の提出について

報告第19号 財団法人熊本県林業従事者育
成基金の経営状況を説明する書類の提出
について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）に
ついて

報告事項

① 財政再建戦略（中間報告）について

② 県関与見直し実行計画に基づく県出資
団体等の見直し状況報告について

③ 国営川辺川土地改良事業（利水事業）
の現状と今後の進め方について
たばこ税増税に反対する意見書

出席委員（8人）

委員長 松田三郎
副委員長 九谷弘一
委員 前川 收
委員 岩中伸司
委員 福島和敏
委員 田代国広
委員 浦田祐三子
委員 高木健次

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農林水産部

部長 廣田大作
次長 瀬口 豊
次長 三島和隆
次長 加納義英
次長 井手澄男
次長 堤 泰博

首席農林水産審議員兼

農林水産政策課長 伊藤敏明

団体支援総室長 河野靖

団体支援総室副総室長 船越宏樹

農林水産政策監兼

団体検査室長 加久伸治

農業経営課長 倉永保男

首席農林水産審議員兼

農業技術課長 藤井正範

農産課長 麻生秀則

園芸生産・流通課長 大田黒慎一

畜産課長 高野敏則
首席農林水産審議員兼
農村計画・技術管理課長 進藤金日子
農林水産技術管理監兼
技術管理室長 山本一登
農村整備課長 榎純一
森林整備課長 織田央
林業振興課長 下林恭
森林保全課長 藤崎岩男
水産振興課長 岩下徹
漁港漁場整備課長 久保田義信

事務局職員出席者

議事課課長補佐 堀田宗作
政務調査課主幹 竹本邦彦

午前10時5分開議

○松田三郎委員長 おはようございます。それでは、ただいまから、第3回農林水産常任委員会を開会いたします。

前川委員はちょっとおくれるということでございますが、本日の委員会に3名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

初めに、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

また、本日の説明等を行われる際、執行部の皆さんは着席のままで行っていただいて結構でございます。まず、一回立っていただいて、どこで発言なさるかを、その後は着席のまま結構でございます。

それでは、廣田農林水産部長から総括説明を行い、続いて、各課長から順次説明をお願いいたします。

廣田部長。

○廣田農林水産部長 おはようございます。それでは説明を申し上げます。

御提案いたしております議案の説明に先立ちまして、最近の農林水産を取り巻く動きなどについて御報告申し上げます。

まず初めに、世界貿易機関(WTO)新多角的貿易交渉、いわゆるドーハ・ラウンドの閣僚会合につきましては、交渉の合意に至らず閉幕いたしました。今後につきましては、不透明な状況ではありますが、本県農林水産業への影響も大きいため、引き続き注視してまいります。

次に、8月に、八代海において発生した赤潮についてであります。

県では、8月11日に、赤潮警報を発して注意を呼びかけておりましたが、その後、下旬にかけて広がりが見られ、養殖業に多額の被害が発生いたしました。正副委員長には、現地調査を実施していただき、お礼を申し上げます。9月2日には、赤潮の終息を確認しております。

次に、いよいよ来月3日から5日にかけて、第62回全国お茶まつり熊本大会が開催されます。お茶の消費拡大に力点を置き、消費者との交流を通じて日本茶のよさを広くPRし、くまもと茶の情報発信に努めることとしております。

これに先立って、8月下旬に開催されました全国茶品評会において、熊本県から、3部門での農林水産大臣賞の獲得を初め、産地賞や特別賞を数多く受賞しており、全国お茶まつりの本県開催に大きな弾みがついたものと考えております。

次に、国営川辺川土地改良事業につきましては、現在、事業中止の状況にあります。地元の現状を踏まえ、農林水産省は、8月末の平成21年度政府予算の概算要求を見送りました。

その詳細については、後ほどその他報告事項の中で担当課長から説明いたさせます。

続きまして、今回御提案いたしております議案の概要について御説明申し上げます。

今回御提案しておりますのは、平成20年度一般会計補正予算関係と条例等関係4件及び報告事項4件でございます。

最初に、補正予算につきましては、燃油、飼料価格の高騰に伴う緊急対策を講じることとしております。

まず、燃油価格高騰の影響を受けている施設園芸農家の省エネルギー対策のため、必要な資材の導入に要する経費を助成することとし、所要額を計上いたしております。

同じく、燃油価格高騰の影響を受けている漁業者について、燃油使用量の低減を条件に、燃油価格の上昇分を補てんする事業や漁協が所有する燃油タンクや漁船の上架施設の低コスト化に向けた改修の費用を助成することとし、所要額を計上いたしております。

また、配合飼料の価格高騰の影響を受けている採卵鶏農家の生産性向上のため、鶏舎内の環境対策等に要する経費を助成することとし、所要額を計上いたしております。

その他、梅雨前線豪雨等による災害復旧関係では、農地・農業用施設災害復旧事業、治山事業、林道災害復旧事業について、所要額を計上いたしております。

次に、条例等案件といたしましては、熊本県公共育成牧場の設置、管理及び預託料に関する条例を廃止する条例のほか、市町村負担金関係3議案を提案いたしております。

負担金関係は、平成20年度に実施します農地海岸、農道、林道、漁場、漁港等の各事業、県営土地改良事業等に要する経費の一部について、受益市町村に負担いただく負担率を定めるものでございます。

次に、報告事項といたしましては、財団法人熊本県農業公社、社団法人熊本県林業公社及び財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類を提出しております。また、職員による交通事故の和解及び賠償額の決定についての専決処分の報告を提出いたしております。

以上が今回提案いたしております議案の概要でございますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

なお、その他報告事項といたしまして、財政再建戦略中間報告ほか2件について、それぞれ担当課長から御報告申し上げますこととしております。

以上、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○松田三郎委員長 まず、補正予算関係。
倉永農業経営課長。

○倉永農業経営課長 農業経営課でございます。座って説明させていただきます。

説明資料の2ページをお願いいたします。
農業構造改善事業費でございますけれども、財産処分に伴う国庫支出金の返還のため、400万円余の増額をお願いしております。

これは、あさぎり町、場所的には旧須恵村になりますが、昭和51年度に整備いたしました農村研修センターを、球磨地域農業協同組合、JAくまの方に有償譲渡をしまして、JAくまの方では介護事業用の通所施設を設置することになりましたので、財産処分に伴う国庫支出金の返還を行うものでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○大田黒園芸生産・流通課長 園芸生産・流通課でございます。座りまして御説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。

農作物対策費のうち、新規で野菜振興対策費1億8,000万円の増額補正をお願いするものでございます。

燃油価格の急激な高騰によりまして、加温を必要とする施設園芸農家の経営が大きく圧迫されております。これから暖房シーズンに入っていくわけでございますが、緊急に省エ

エネルギー化を進めるため、保温効果の高い空気層を持つハウス内部の内張り資材の設置に対しまして補助をするものでございます。対象面積1,200ヘクタールを見込んで、2分の1補助を考えております。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

以上です。

○高野畜産課長 畜産課でございます。座らせて説明させていただきます。

4ページでございます。

畜産経営安定対策事業費の中で、今回新たに説明欄のところに書いておりますけれども、新規に採卵鶏配合飼料高騰対応緊急対策事業ということで1,040万6,000円の増額補正をお願いしているところでございます。

事業内容といたしましては、採卵鶏農家、これは経費の中で配合飼料の割合が64%と畜産の中では一番ウエートが高く、配合飼料の高騰の影響が非常に大きい部門でございます。

こういう中で、国の方も、肉用牛、豚、乳用牛関係につきましては、2月の緊急対策の中で生産対策が打たれたわけでございますけれども、採卵鶏につきましては、その対策が行われなかったということで、今回前例のない措置ということで、卵価の価格安定基金、これを18、19積み立てておりますけれども、この18、19の分を返還するということの対策が行われたわけでございます。そういった部分で県のその部分の12分の1の返還がございましたので、その財源を活用して今回事業を起こさせてもらっております。

それで、事業内容といたしましては、鶏舎内の環境対策及び整理活性化対策を緊急に講じ、採卵鶏の生産向上を支援するというところで事業をしているところでございます。

続きまして、12ページをよろしく願います。

熊本県公共育成牧場の設置、管理及び預託

料に関する条例を廃止する条例案の概要でございます。

まず、1番目の改正前の条例の概要といたしましては、公共育成牧場、これは西原村に46年、球磨村に52年、設置したわけでございます。その後、乳牛や肉用牛の育成を行いまして、その預託するものについては定められた預託料を納入してもらってきたところでございます。

また、牧場の管理につきましては、平成18年度から、指定管理者制度を導入いたしまして、現在県の農業公社が管理をしているところでございます。

2の条例制定の趣旨といたしましては、農家、特に酪農家の預託が多かったわけでございますけれども、この酪農家の規模拡大、これが設置当時の50年ぐらいのときには1戸当たり9頭の頭数だったのが現在38頭まで規模拡大が進んでおります。また、最近農家の預託に対するニーズが減少し、預託頭数も毎年減少しているような状況でございます。

このような酪農経営情勢を取り巻く環境の変化を踏まえまして、平成20年度末をもって廃止することとしたところでございます。そこで、当条例の廃止をするものでございます。

改正の内容といたしましては、当条例は昭和46年に制定されたものでございますが、これを今回廃止するものでございます。

施行日といたしましては、平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。御審議お願いします。

○榎農村整備課長 農村整備課でございます。座って説明をいたします。

説明資料の5ページをお願いいたします。農地災害復旧費でございます。

本年5月28日から7月2日までの梅雨前線豪雨によりまして、農地と農業用施設の被害が天草市や宇城市など県央地域を中心に発生しております。

復旧工事は、被災した市町村が事業主体となる団体営耕地災害復旧事業と、一定規模以上の被害額や受益面積に応じまして県が行う県営耕地災害復旧事業がございます。

今回は、農地、農業用施設合わせて514カ所の被害申請に対しまして、団体営耕地災害復旧事業といたしまして4億9,100万円、また、宇城市三角地区の農道の路面陥没等、のり面崩壊に係る県営の災害復旧費として9,000万円の増額補正をお願いするものでございます。どうぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。座って説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

県有林造成事業費、これは県有林での間伐等の森林整備を行う予算でございますけれども、これにおきまして、事業費自体は変わりませんが、財源の変更に係る補正をお願いしております。

具体的には、財源内訳の欄になりますけれども、国庫支出金5,600万円余、それからその他、これは寄附金でございますけれども、これも300万円を増額いたしまして、一方で地方債を3,800万円、一般財源を2,100万円余減額するという内容でございます。これは、国庫補助金の追加の配分が見込めるようになったこと等によるものでございます。

森林整備課につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

○下林林業振興課長 林業振興課です。座って説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

林道災害復旧費の現年林道災害復旧費でございます。2億7,791万4,000円の増額補正をお願いしております。

これは、今年5月から6月にかけての

梅雨前線豪雨などにより林道施設に被害が発生したことから早急に復旧するものです。美里町の中央砥用線を初め、32路線、47カ所、球磨、天草、宇城等が中心になりますが、その地域の市町村が実施する復旧費を補助するものでございます。よろしく願いいたします。

○藤崎森林保全課長 森林保全課です。座って説明させていただきます。

8ページをお願いします。

まず、治山費で2億8,800万円余りの増額補正をお願いしております。

まず、治山事業ですが、1億2,000万円の増額補正をお願いしております。

これは、本年6月の梅雨前線豪雨によって発生しました山地災害箇所のうち、緊急治山事業に準ずるほどの緊急性及び危険性を有する3カ所について早期に復旧を図るものであります。

次に、緊急治山事業で8,600万円余りの増額補正をお願いしておりますが、これも同じく6月の梅雨前線豪雨によって発生しました重大な山地災害箇所のうち、山江村、水上村の各1カ所について緊急的に復旧を図るものであります。

次に、単県治山事業も8,200万円余りの増額補正をお願いしておりますが、これも同じく梅雨前線豪雨によりまして発生しました山地災害のうち国庫補助の対象にならない比較的規模の小さな被災箇所を復旧するもので、県営事業で20カ所を復旧しますとともに、市町村が実施主体となり復旧します市町村営事業としまして11カ所について助成を行うこととしております。

次に、9ページをお願いします。

治山施設災害復旧費の過年治山災害復旧事業で99万円余りの増額補正をお願いしておりますが、これは昨年発生しました治山施設災害箇所において国が実施します残事業調査に

よって事業費が確定しましたことによる増額であります。

以上、森林保全課としましては、2億8,900万円余の増額補正をお願いしております。御審議のほどよろしく願います。

○岩下水産振興課長 水産振興課でございます。座らせて説明させていただきます。

10ページをお願いいたします。

上の段の漁場環境等対策事業費で6,157万円余の増額補正をお願いしております。これは、新規に水産業燃油高騰緊急対策事業に取り組むものでございます。

具体的には、急激な燃油価格の高騰に対しまして、5人以上の漁業者グループが燃油消費量を前年実績から10%以上削減する操業合理化計画を策定し、認定を受けたものについて、使用する燃油費の価格上昇分の一部を助成するものでございます。

なお、この事業は、国が7月に示しました燃油高騰水産業緊急対策を補完するものでございます。具体的には、国の事業の採択条件をクリアしているにもかかわらず、国の予算の枠の関係で支援を受けられなかった漁業者グループに対して支援を行うものでございます。

また、下の段の漁業省エネルギー化緊急対策事業といたしまして1,200万円余の増額補正をお願いしております。これは、燃油価格の高騰に対しまして漁業経営の低コスト化を図るために、機能向上を目的とした漁協の燃油関連施設の改修等に必要な経費の一部を助成するものです。

具体的には、燃油タンクのセルフ化や漁協の上架施設、これは上架施設と申しますのは、漁船を陸に上げて船底につきました海草とかフジツボ等を清掃するための施設でございます。こういった上架施設の電動化等を考えております。

以上、水産振興課といたしまして7,363万

円余の増額補正をお願いするものでございます。御審議のほどよろしく願います。

○松田三郎委員長 引き続きまして、条例等の関係で、伊藤農林水産政策課長。

○伊藤農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。座って説明をいたします。

資料の13ページをお願いいたします。

13ページの議案第11号から16ページの議案第13号は、いずれも、平成20年度に施行いたします農林水産部所管の県営事業につきまして、市町村が負担すべき金額を定めるものでございます。市町村の負担を定めるに当たりましては、受益市町村の意見を聞いた上で、県議会の議決を経て定めるということになっております。

それでは、昨年度との事業の変更点について御説明をいたしたいと思っております。

まず、13ページの第11号議案でございます。これは地方財政法に基づくものでございます。

表中の4番、5番、6番の農道保全及び14ページ表中の9番のふるさと農道緊急整備事業、一般農道規模の農道につきましては、平成19年度に事業実施がなかったものが今年度追加となったものでございます。

次に、11番の漁場環境保全創造事業につきましては、国の補助事業の名称変更に伴いまして、昨年度までの海岸漁場保全事業から事業名を変更したものでございます。負担率は昨年度と変わっておりません。

次に、16ページをお願いいたします。

第13号議案でございますけれども、これは土地改良法に基づく事業でございます。

表中の6番の県営農業生産法人等育成緊急整備事業及び7番の県営農地集積加速化基盤整備事業、これにつきましても、事業の実施に伴い追加となったものでございます。

また、17ページでございますけれども、17

ページ表中の18番の県営ため池等整備事業、湖岸堤防は、平成20年度以降新規採択分を追加したものでございます。

なお、市町村が負担すべき負担金額は、国が示しておりますガイドラインに沿って設定するものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

それでは、引き続き、熊本県農業公社の決算状況について御説明をいたします。

資料の20ページをお願いいたします。

報告第17号財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

内容につきましては、農林水産政策課、農業経営課及び畜産課にまたがりますので、農林水産政策課から御報告させていただきます。

まず、平成19年度の経営状況について御説明をいたします。

お手元の冊子の、経営状況を説明する書類が冊子としてあると思いますので、それと要約した資料をお配りしておりますので、要約資料の方に基つきまして説明をしたいと思っております。

それではまず、平成19年度の決算の概要でございますけれども、農地保有合理化事業、畜産基盤整備事業を所管する一般会計、公共育成牧場の経営を所管する畜産振興基金特別会計及び農業公園管理運営等事業特別会計の3会計を総合しております。

概要の表の中の下から2段目でございますけれども、当期正味財産増減額は、右の合計でございます。マイナスの5,253万円余となっております。その下の段の正味財産期末残高でございますが、これは2億122万円余となっております。

この3つの会計でございますけれども、一般会計と農業公園の特別会計につきましては黒字経営となっておりますけれども、畜産振

興基金特別会計につきましては、当期正味財産増減額がマイナス5,511万円余、正味財産期末残高がマイナス2億7,216万円余となっております。大変厳しい経営状況となっております。その詳細につきましては、後ほど御説明をいたします。

次に、3の事業実績等でございます。

最初に、農地保有合理化事業についてでございます。これにつきましては①の農地売買事業等が中心となっておりますけれども、この農地売買事業につきましては、19年度の実績でございますが、買い入れ実績とも面積は前年度を上回っておりますけれども、件数、金額については前年度を下回っている実績となっているところでございます。

それから、2の畜産基盤整備事業でございますけれども、これにつきましては、畜産公共事業の事業主体といたしまして、玉名地域、阿蘇地域等4地区で、草地、畜舎、家畜排せつ物処理施設等の整備を実施したところでございます。

次に、裏面に移りまして、3の公共育成牧場経営事業についてでございます。

まず、①でございます。

平成19年度の実績でございますが、生乳生産調整等を初めといたしました酪農経営環境の大きな変化を受けまして預託頭数が302頭となっております。平成18年度の320頭からさらに減少しているところが特徴的なところでございます。

次に、公共育成牧場経営事業の経営状況でございます。

表を見ていただきたいと思っておりますけれども、平成3年度からの牛肉輸入自由化の影響を受けまして、平成5年度末には累積欠損金が2億4,600万円余に拡大をいたしております。その後、経営改善等の努力によりまして平成15年度まで単年度黒字で推移いたしまして、累積欠損金も約1億3,300万円まで減少してまいりましたが、平成16年度は、不足す

る退職給与引当金を積み増したことで2,300万円余の赤字、平成17年度は、生乳生産調整の影響を受けまして預託頭数が減少し、約1,900万円余の赤字となり、2期連続の赤字を計上したところでございます。

このような状況を受けまして、いろいろ経営改善等努力したところでございますが、累積欠損は2億7,200万円余と拡大している状況でございます。

次に、経営課題に対する取り組みでございますけれども、先ほども畜産課長から話がありましたように、既に公共育成牧場としての役割を終えたと判断し、平成20年度末をもって廃止する方針を決定したところでございます。

次に、4の農業公園管理運営事業でございます。

農業公園の指定管理者として施設の管理運営を受託しているところでございまして、平成19年度の入園者は51万7,000人となっております、2年連続50万人の大台を突破しているところでございます。

最後に、平成20年度の事業計画につきましては、先ほどの別冊経営状況を説明する書類の21ページ以降に記載しておりますので、その説明については資料をごらんいただくということで省略させていただきたいと思っております。

以上、農業公社の経営状況についての御報告を終わります。

○藤井農業技術課長 農業技術課でございます。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

資料の18ページをお願いします。

これは、職員の交通事故で和解及び損害賠償につきまして専決処分の報告でございます。

内容につきましては、19ページで御説明いたします。

事故の発生は、平成19年5月14日に、果樹調査業務のため走行しておりました公用車が国道324号天草市太田町におきまして中央線をはみ出したため、対向車線を走っておりまして相手方の普通乗用車の側面に接触したものでございます。双方とも外傷はございませんでしたけれども、相手方に頸椎捻挫、それから腰部打撲の治療が必要となりまして、物損事故と人身事故に分けて交渉を行ったところでございます。

物損事故といたしましては、示談交渉の結果、過失割合が県が10、相手が0ということで、賠償額21万4,000円を県加入の任意損害保険から支払うことで決着いたしまして、本年8月5日に専決処分を行ったところでございます。なお、人的損害の賠償額につきましては、引き続き交渉中でございます。

職員の交通事故防止につきましては、今後ともさらなる注意喚起を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上です。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

熊本県林業公社の経営状況について説明をさせていただきます。

別冊の社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類という冊子に挟んでおります2枚紙で説明をさせていただきます。

まず、1の設立経緯でございますけれども、昭和36年に五家荘林業公社として設立されまして、その後、昭和46年に、松くい虫被害跡地の造林等を進めるため、県内一円を対象とする現在の公社に改組しております。

2の組織の概要につきましては、資料に記載されているとおりでございます。なお、職員につきましては、経営改善ということで平成8年の18人から現在11名まで縮減をしております。

3の林業公社事業の概要でございます。

林業公社によります森林整備につきましては、土地所有者と公社が契約を結びまして、林業公社が費用を負担して造林、保育、管理を行いまして、伐採時にその木材の販売収入を公社と当該土地所有者で分け合うという、いわゆる分収契約方式で行っております。

分収の割合は、当初、公社6、土地所有者4で進めてきましたが、公社経営の改善の観点から、平成4年度以降の契約は7対3と、さらに、12年度以降は、放置された伐採跡地で公益的機能の確保上必要な場合に限定して植栽を行っております、この場合の分収割合は85対15としております。ただし、平成9年度以降は、原則として新規の契約は凍結しております。19年度末の契約件数が1,438件、面積が9,300ヘクタールという状況でございます。

次に、19年度の主要事業の実績でございますけれども、現在、先ほど申しましたとおり新規の契約を原則として凍結しております、新植は0、改植が5、下刈り96ヘクタール、除間伐718ヘクタールを実施しております。

裏面をお願いいたします。

19年度の決算関係でございます。

まず、(3)の20年3月31日時点の貸借対照表でございますけれども、資産の部の流動資産につきましては、これは未収金等でございます。また、固定資産につきましては、ほとんど山林としての資産でございます。

負債の部の流動資産は、未払い金等でございます。また、固定負債につきましては、293億円余を計上しております。記載はしておりませんが、このうち県からの借入金が約207億円、農林漁業金融公庫からの借入金が86億円となっております。

次に、(4)の収支計算書でございますけれども、費用の部の事業費は、これは間伐等の造林事業費等でございます。それから、一般

管理費のうち支払い利息につきましては、農林漁業金融公庫からの借入金に係る支払い利息でございます。分収交付金は、間伐等で収益が上がった場合に土地所有者に分収分として交付する経費でございます。受託事業につきましては、県有林の保育、管理を一部受託したものでございます。借入金返済支出につきましては、県及び農林漁業金融公庫からの借入金の元本の償還分でございます。

なお、平成19年度につきましては、農林漁業金融公庫からの借入金の一部につきまして施業転換資金という低利の資金に借りかえる制度がございまして、これを使いまして一括の借りかえを行っております、この借入金返済支出16億1,700万円余のうち14億4,900万円は当該一括借りかえに係るものでございます。これらを合わせた費用の合計が21億5,400万円余となっております。

次に、収入の部でございますけれども、事業収入は約4,200万円となっております。公社有林につきましては、まだ林齢が若くて本格的な伐採の時期になっていないということで、この額につきましては4,200万円程度となっております。補助金収入は、造林補助金等でございます。借入金収入といたしまして、19億100万円余を計上しております。ただし、このうち、先ほど申しましたように14億4,900万円は一括借りかえ、低利の資金への一括借りかえに係る借入金ということでございます。

次に、4の林業公社の経営改善に向けた取り組みでございますが、公社に関しましては、これまでも、事務・事業、組織の合理化、あるいは借入金の金利軽減等の改善を進めてきたところでございますけれども、依然収支見通しが厳しいということで、平成17年8月に、県におきまして、林業公社経営改善推進委員会というものを設置したところでございます。

それから、18年3月には、その委員会から

経営健全化に向けた追加的な方策を取りまとめました中間報告をいただいたところをごさ
いまして、これに即して分収割合の変更ある
いは伐木の長期化というような経営改善を今
進めているところでございます。

以上が平成19年度の林業公社の経営状況に
関する説明でございます。

あわせて、次のページになりますけれど
も、次の5の林業公社の今後のあり方に関
する方針について御報告をさせていただきます
。

林業公社につきましては、県の出資団体等
に関する県の関与に関する方針等に基づきま
して、平成20年度までに今後のあり方につ
いての県の方針を決定することとされてお
りました。

そのような中で、本年3月に、林業公社の
あり方等について検討を行っておりました、
先ほど申しました経営改善推進委員会の方
から最終の報告書が県に提出されてござ
います。

内容といたしましては、長伐期化の推進、
あるいは分収割合の見直し等のさらなる追
加的な改善策に林業公社が最大限取り組
むべきであるということをごさ
います。

そして今般、この報告書に即しまして、
県としての方針を次の(1)から(4)のと
おり決定したところでござ
います。

読ませていただきますと、(1)森林の公
益的機能の維持、増進、県財政への影響
等を総合的に勘案し、林業公社を存続さ
せる方向で引き続き支援する。(2)報告
書に掲げられている追加的な改善策を含
めた経営改善への取り組みが着実に実
行されるよう、林業公社に対して助言、
指導、監督を行う。(3)林業公社に関
し同様の課題を抱える各都府県と連携
しながら、公社の経営改善につながる
積極的な対応を国等に対して要請して
いく。(4)公社の経営改善の状況、あ
るいは取り巻く情勢の変化等について
定期的に検証を行うととも

に、必要に応じ、当該検証結果等を踏
まえつつ、公社と連携して経営改善等
に係る検討を行う。この4つを方針と
して決定しております。

県といたしましても、公社が追加的な
改善策を着実に実施し、経営改善の実
を上げるよう支援、指導してまいり
たいと考えておりますので、御理解
のほどよろしくごさ
います。

以上でございます。

○下林林業振興課長 林業振興課です。

22ページをお願いいたします。

報告第19号の財団法人熊本県林業従
事者育成基金の経営状況を説明する書
類の提出についてであります。

これにつきましては、お手元の別冊の
中に1枚ペーパーをお配りしてある
と思っておりますので、これにより
説明させていただきます。

まず、1の設立の背景及び2の基金
の概要ですが、当基金は、森林組合
や民間林業会社等の林業事業体に
直接雇用されている従事者の就業
環境を整備し、林業従事者の安定
確保と育成を図ることを目的に
平成元年に設立されております。

平成9年度までに、県、市町村等
の出捐により32億円余の基金を
造成し、その運用益により林業
退職金共済や社会保険の掛金助
成を行うなど各種事業を実施して
きております。

また、平成9年度には、同基金が
林業労働力の確保の促進に関する
法律に基づき熊本県林業労働力
確保支援センターに指定された
ことに伴い、組織強化され、補
助、委託事業を追加して実施
しているところであります。

3は省略させていただきます。

4の組織は、役員が理事14名、
監事3名で、事務局は、常勤
理事以下6名で業務を担当して
おります。なお、役員名簿は
中段の欄のと
おりでございます。

5の基本財産ですが、平成9年度
までに県

27億5,000万円のほか、県下全市町村、全森林組合、民間林業会社等で総額32億1,186万円を造成し、運用してきておりますが、平成12年、13年度及び15年度には、金利低下に伴う運用利回りの減少から、基本財産の一部を取り崩して事業を実施しております。なお、19年度、民間林業会社から出捐をいただき、現在の基本財産は31億7,782万円となっております。

裏面になります。

6の平成19年度決算状況です。

(1)の事業実績で、①が基金の運用益で実施するものでございます。8,761万円余の事業費になっております。

まず、ア及びイは、退職金共済や社会保険への加入促進を図るため、掛金の事業主負担分の2分の1を助成するものでございまして、延べ1,143名分、8,080万円余となっております。

ウからオにかけましては、新規参加者を雇用するに当たっての助成でありまして、ウは、一定の新規参加者を雇用した事業体に対して賃金の支給経費の助成をするものであります。エは、安全教育技術指導費の助成になります。オが、Iターン者等の新規参加者に住居手当を支給する場合の助成となります。カですが、林業に必要な技術、技能を備えた従事者を育成する林業技能作業士研修への参加に必要な経費の一部を林業事業体に助成するものでございます。キは、林業従事者の永年勤続表彰や林業技能競技会等の経費となっております。

次に、②は、林業労働力確保支援センター事業であります。国、県の委託事業を4,000万円余で実施しております。

まず、アの補助事業としまして、地域の中核的担い手であります林業技能作業士の養成研修、また、新規参加の促進のための広報活動や体験学習会等を実施しております。

次に、イやウの委託事業で、中堅の林業従

事者を対象とした部下指導能力を持った講師養成研修及び林業事業体の相談、指導、雇用管理者研修等を実施しております。

(2)は、収支計算書であります。

ローマ数字のIの事業活動ですが、収入が、基本財産の運用益や国、県の補助金、委託金など合計1億3,432万4,000円、支出は、さきに説明しました基金事業やセンター事業のほか、運営管理費等を含めまして1億3,451万5,000円と、収支差額19万1,000円の減となっております。

IIの投資活動は、収入として基本財産取り崩し収入が10億円となっております。これは、投資債券の償還がこの年度中に6億円ございまして、また、基本財産の運用過程で普通預金から新たに債券投資をするため4億円を取り崩したことから、計10億円を新会計基準にのっとり計上しておるところです。

支出としましては、債券として4億円を投資し運用したこと、また、普通預金に6億円を入金したことから、同じく新会計基準により基本財産取得支出として10億円を計上しております。また、固定資産の什器備品を取得しましたことから、30万9,000円を特定財産取得支出に計上し、収支差額が30万9,000円の減となっております。このため、Iの事業活動とIIの投資活動の合計の当期収支差額が50万円の減となっております。

IIIの次期繰越収支差額ですが、前期繰越収支差額の4,731万8,000円から当期収支差額50万円を差し引きまして、次期繰越収支差額は4,681万8,000円となっており、適切に会計処理され、効果的な業務が執行されておるところでございます。

7の運用収入につきましては、基本財産を国債及びユーロ債に約半分ずつ運用し、非常に高い利息収入を得ておるところでございます。また、適正な運用が図られておるところでございます。

以上でございます。

○松田三郎委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、まずは、説明がありました議案について質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

○前川収委員 今回の補正予算で漁業者に対する燃油高騰分の差額分の補てんということで、国の制度に乗れない——乗れないというか、制度上は乗れるんですけども、補助金の国の額が少ないので、足りない分を補てんするというような形で上程されているというふうに思いますけれども、さきの一般質問でもございましたが、漁業者5人以上のグループで省エネ対策をやったということが国の制度の前提になっていると聞いております。

ただ、熊本の漁業——私は余り漁業に詳しくないんですけども、熊本の漁業を見るとほかの県と特徴的に違うのは、他県は、やっぱりまき網船団とかいう船を船団でもって、個人じゃなくてグループ化というのが非常に進んで、熊本のノリとかというようなやつとはちょっと違って非常に国の制度そのものに乗る人が少ないんじゃないかという懸念を持っておられました。

井手先生も、その趣旨で質問をなさってましたけれども、ここに書いてある5人以上の漁業者グループというのは——グループというのは、ただ仲よしグループというものもあるでしょうし、例えば漁業組合の中できちっと何か規定されたものもあるんでしょう。そのグループというのは、大体どういうものなんですか。どこまで幅を広げていいのかわかるか。

例えば、農業の場合は、何人かで協同組合的なものをつくって、きちっと登記した上で——登記はしないか、申請の中にはきちんと名前を書いてやるということになっていますけれども、その辺の定義を少し教えてください。

○岩下水産振興課長 水産振興課でございます。

今、前川委員がおっしゃったまさしくそのとおりでございまして、この事業を始めるに当たって各地区を説明してまいりましたが、やはり今おっしゃいました5人以上のグループで10%以上削減すると、その削減の方法がどうもよくわからないというような漁業者の大半の意見でございました。

中に入りまして県漁連と一緒にになりまして各地区を説明してまいりまして、その中で出てまいりましたのをちょっと御紹介させていただきますと、まず、5人以上のグループといいますのは、例えば外海の天草町で手繰り網という小型底びきの漁船の漁業者がおります。天草に13人おりまして、崎津の方に7名いらっしやいますけれども、そういった方たちが5人以上で出ていくときに、じゃあ5人、そのグループの中で一緒にちょっと速度を落としていこうという取り組みもございまして、沖の方に行きまして、きょうはまだ余りとれないから沖の方に停泊しようと、じゃあみんなで一緒に停泊しようと、あるいは帰ってまいりまして水揚げいたしますときに、今までは水揚げが最後まで終わるまで約2～3時間かかりますけれども、その間はエンジンをかけたままだったんですね。それをもうやめようというようなことで、必ずしも共同ということじゃなくても、そういった形で約束事といたしまししょうか、そういったものを取り決めまして、5人とか5人以上でそういったものを取り組むというようなことで今回出ております。

そういったことで具体的にはこういうやり方がありますよということを提示いたしまして現在進めているところでございますが、実際は第1次の締め切りは9月10日でございました。これは7月に国の事業は打ち出されまして、7月31日に全国の説明がございました。それを受けまして、8月中に県漁連と一緒に

なっているなとところに説明してまいりましたが、やはり時間的にちょっと無理なところがございます、9月10日には2つの漁協で3つの漁業種類で出されてますのが総事業費で7,000万円程度でございます。

ところが、2回目の締め切りが今度9月30日に予定されておりますが、その時点では、今御説明しましたような漁船漁業のそういった共同の取り組み、あるいはノリ養殖でちょっと御説明しますと、ノリ養殖では漁船も使いますし、乾燥機の方も使います。その漁船の方になりますと、やはり低速の運航とかノリの摘採のときにエンジンを切ってやろうとか、そういう形の海上部門の省力化もございまして、また、陸上部門ですと、非常に寒い時期にノリの乾燥にいきますので、非常に施設の気密性といったものが悪うございまして、そういったものの気密性を向上させるとか、あるいはとってきましたノリに塩が含まれていますと乾燥が非常におくれます。ですから、そういったものを、十分に乾燥の塩抜きをやるとか、あるいは下物といたしまして、今取り決めてますのは、3円以下のノリはもう出すのをやめようと、加工するのはやめようと、そういうことの取り組みによりまして燃油を削減すると、そういった取り組みも今回考えられておまして、今のところ、これはあくまでも手を上げて今計画をつくっている段階でございますが、11カ所で約400名の方がこういった事業に取り組みたいということで、この策定計画をつくられておるところでございます。

以上でございます。

○前川収委員 説明はわかりましたけれども、端的に言えば、県内の漁業者が、どういう形態であれ、要するに燃油を使っている漁業者が、どういう形態であれ、みずからこれに手を上げて補助を受けたいという思いを持つのであれば、ほぼカバーできるということ

でいいですかね。

○岩下水産振興課長 例えば、同じ漁業の種類でないともずいと、ほかの漁業と一緒にになったというものではありません。例えば、ノリ漁業であれば、ノリ漁業でやるという、5人以上でやっていただくということでございます。

これは先ほども御説明しましたように、国の事業の方が県の事業よりも非常に条件としてはよろございます。ですから、できるだけ国の事業の方で拾っていただくということで現在考えておりますが、議会の答弁にもございましたように、国の全国枠として80億しかございません。

それで、1次の話を聞きますと、かなりそれをオーバーするような形で既に上がっているということがございます。ただ、国は、その補正予算でまた考えられておるわけけれども、そういった中でもやはり拾えないもの、採択条件としてはクリアされてても実際に予算枠等で拾えないと、そういうものの方たちを対象にこの県の事業の方でやっていきたいというように考えておるところでございます。

○前川収委員 ここからが本番なんですけれども、ということは、例えば1人で一本釣りでやってらっしゃる人、業種が違う、地域に1人しかいないという人は、もしかすると拾えないかもしれない。同じエリアに5人以上いらっしゃればその人たちのグループでいいんでしょうけれども、せっかく県で制度をつくられて、国の制度の要するにお金の問題で予算の問題で漏れた分の補てんというのはよくわかりますけれども、本来こういう形をつくるときは、国の制度そのものに乗れない要件、要件的に乗れないという部分について、お1人でやっても漁業者であるということがきちっとわかっているれば補てんするというよ

うな制度にした方がよかったんじゃないかなというふうに思っておりますけれども。

じゃあ全然——要件は同じわけでしょう。国と県の実要件が同じであれば、要件から漏れる人がどの程度あるのか、それについては把握できますか。

○岩下水産振興課長 先ほどお話ししましたように、要項等を見ますと、原則として5名以上ということになっております。ただ、今前川委員がおっしゃいましたように、例えば一つの部落の中で、その漁業をやっている方は1人しかいない、あるいは2～3人しかいないと、そういったものについては認めましょうという話がございます。

ですから、そういった形でこの場でどこまで対応できますということとはなかなか、やはり検討していく必要があると思っておりますけれども、今お話ししましたように特認といいましょうか、そういった方で、必ずしも5人以上じゃなくても、そういう特殊の事情がある部分についてはいいですよという形で、話はお伺いしております。

○前川収委員 ぜひお願いしたいのは、要件の話だけが表に出て、結局5人以上のグループという話だけで自分はどうせ該当せぬとだもんというような思いを持ってらっしゃる——それは私だってそう思ってたわけですから、特認なんていう話は初めて聞いたんですから。

ぜひ漁業者は——いろんな媒体を通じて話をしなきゃならないと思っておりますが、でき得る限り、県の姿勢としてですよ、でき得る限り——本人が要らないという人は別ですよ。別ですけれども、本人がやっぱり希望を持ってらっしゃる皆さんに対してはフルカバーできるように努力をしていただくということで、ぜひその辺を、部長、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

○廣田農林水産部長 わかりました。

○松田三郎委員長 ただ、特認というと、1人とか2人での場合は優先順位とすると、その分20%以上の削減計画を出したとかそれぐらいせぬと、なかなか表面上は、特認とはいえ予算枠の中で優先順位つけていって、ちょっとほかの劣後してしまうというおそれはないんですかね。

○岩下水産振興課長 実は、この事業の事業主体は全国漁業協同組合連合会が事業主となっておりますので、今委員の方からいろいろ出していただいた件につきましては、そちらの全漁連等とも十分に話し合って、熊本県として、非常に小規模経営体の多い、特に今お話しいただいたようなものについて、どう対応していくかというのを十分検討していきたいと思っております。

○松田三郎委員長 ちなみに、国の内示というのは、いつごろ予定は。

○岩下水産振興課長 内示といいましょうか、第1次の締め切りが9月10日になっております。それにつきましては10月以降に施行するということになっておりまして、9月30日が第2次の締め切りでございますが、これにつきましては11月以降から始めるというふうに今のところは聞いております。

○前川収委員 もう1つ聞きたいんですけれども、済みません。

公共育成牧場の廃止条例が出てますけれども、時代の中で役割を終えたというお話でありました。ただ、非常に広大な土地があそこにあるわけでありまして、廃止後の土地をどうするのか、もしくは土地の形態がどうなのか、借地なのか、もしくはは県有地、もしくはは

公社が財産として持っている土地なのか。それから、そういう部分がもし——後をどう使うのか、その点についてちょっと御答弁いただければと。

○高野畜産課長 畜産課でございます。

公共育成牧場は、先ほど説明いたしましたように、西原が約330ヘクタールぐらい、これは西原の分は村の村有地でございます。それと、球磨の場合が約280ヘクタールあるんですけども、これは県有地でございます。

それで、今のところ——これは田代先生の方からも御質問があったわけでございますけれども、とにかく国の補助事業を活用してつくった経緯というのがございますので、あそこを畜産以外に使える、また補助金返納とかそういったものが出てくるわけでございますので、できたら西原村も球磨の方も畜産の方の利用を継続していつてもらいたいというような話があるわけなので。

それで、特に西原につきましては、あくまでも西原村の村有地でございますので、向こうの意向が一番重要になってくるわけですが、今のところ西原については農業団体等が再利用したいというみたいな話で今検討をやっている途中でございます。それで、そのあたりが今どうなるかちょっとわからないところもあるんですけども、農業団体等を利用するような格好で今検討を進めております。

球磨につきましては、県有地でございますけれども、今のところは一個人の農家あたりからは使いたいという話があっているんですけども、よければ県といたしましても、どこかの団体とかそういったもので広域利用ができるようなところがあればということですが、今のところ球磨はまだそういう手が上がってないのが実情でございます。

○前川収委員 廃止条例が出たので、当然そ

の後の利用については、すべて完全に計画するべくいくように、移管するなり売るなり何か——もちろん土地もですけども、建物もあるわけですから、その辺がうまく継続されるものだと私は思って聞いたわけですけども、まだ確定してないということでしょうか。

確定しないままに廃止した場合にはどうなります。来年の4月以降ですよ。あれはもう要するに使える状態になっちゃうわけでしょう。新規に契約するなり何か契約しとかなないと、要は廃校になってしまっただけで建物が荒れ果てて手入れもできないという、そういう状況になるんじゃないですか。そうならないようにぜひやってくださいよ。どうですか、なりますか……。

○高野畜産課長 来年の3月末で廃止することですので、あと半年近くありますので、その中で何とか利用できるような格好、そういった格好で話は進めていきたいと思っております。

○前川収委員 ぜひ頑張ってください。

○松田三郎委員長 ほかにございませんか。

○福島和敏委員 今、前川委員の最初の質問に関連するんですが、燃油のことで先ほど部長のごあいさつの中でありましたとおり、施設園芸農家の省エネルギー対策のために必要な資材の導入に要する経費を助成するということは、何らかの形で設備投資をした人に対して経費を助成しますよという受け取りと。

もう一つは、先ほど漁業者の話が出ましたけれども、漁業者の方も、この文言によりますと、何らかの形で——先ほどの説明では5人以上ということだったからちょっと違うのかも知れませんが、両方とも、農業者も水産業者も何らかの形で設備投資した分に対する補てんという受け取り方でいいのか

な。

しかし、そうなる、今こんな厳しいのにそんな設備投資するまでもうやらぬよという人がいっぱいおりやせぬだろうかと思うんですけれども、そうなる、あの対策は余り意味をなさないような気もするんだけど。ちょっと私の質問が的外れかもしれませんが、よろしくお願いします。

○松田三郎委員長 両方……。

○福島和敏委員 両方です。

○大田黒園芸生産・流通課長 園芸生産・流通課でございます。

委員御質問のとおりでございますが、保温のための施設を整備する場合について補助をしようというふうに考えております。

それは、ここに現物を実は持って——非常に空気層を間に持って保温効果が高く、大体8%から10%、これをサイドカーテンにすると省エネ化ができるようになっております。単価が3万円ほど、10アール当たりですけれども、安くございますので、農家にはそんなに負担かけずに、それでも広く使っていただくことによって、きょうの農業新聞にも出ておりましたが、党の方で20%以上削減した方に対して燃料費の7割ぐらいを補てんしようという自民党、それから政府の方でそういう補正予算の検討もされているようでございますので、そういうものの支援につながるものだというふうに考えております。

以上です。

○福島和敏委員 今の7割を補てんするわけですか……（「差額なのでしょう」と呼ぶ者あり）差額の7割を補てんする……。しかし、それでも設備投資をして……。

○大田黒園芸生産・流通課長 ちょっと誤解

のないように。これの導入支援につきましては、2分の1以内というふうに考えております。

○福島和敏委員 わかりました。

○岩下水産振興課長 今福島委員の御質問は、今回2つほど燃油高騰でお願いしておりますけれども、その中の2番目の漁業省エネルギー化緊急対策事業、こちらの方でそういった漁協関連の施設の整備をやるというところで、こういったものを今やるところがあるかという御質問かと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○福島和敏委員 はい、いいです。

○岩下水産振興課長 これは、実はこの補正を要求しますときに、漁協のそういう共同利用施設で燃油関連の省エネにつながるような施設ということで、ほかに例えば冷凍冷蔵庫とか保冷車とか、ほかにもいろんな施設を検討いたしてきました。

その中で実際に漁業者の方たちに、漁協で今やりたい、手を上げたいというところがどういう施設で、どういうところがあるかというのをすべてずっと聞き取りいたしまして、その結果、この燃油タンクのセルフ化と上架施設の電動化、これをぜひやりたいという希望のところがございますので、これに絞りまして上げているところでございます。ですから、ここの部分につきましては、今のところぜひやりたいということで、大体予算的に実行できるのかなというふうに考えておるところでございます。

○岩中伸司委員 まず、今水産振興課、ずっと質問が相次いでますが、さっきに関連して言えば、5人以上じゃなくてもそういう特例もあるということなんですが、この説明文書

を見ればいろいろ書いてありますが、認定を受けた者について使用する云々ということですが、最終的にそういう認定をするというか、決めていくというのは、どこがどの機関で決めていくんでしょうか。

○岩下水産振興課長 事業の流れを若干御説明いたしますと、この事業を国の事業で御説明いたしますと、まず、事業主体は大日本水産会というところがございます。ここに必要な予算を基金として積み立てております。その予算が地元の方に流れてくるのでございますけれども、この予算につきましては県は全く通っておりません。

それで、全漁連と県漁連がこの事業の大体の中心になってくるところでございまして、各単協から事業の実施計画を作成していただきまして、それを県漁連の運営協議会が、その中で計画の妥当性といいますか、そういったものを検討いたします。この協議会の中に県も入っておりますし、各漁連も入ってますし、もちろん漁協も入っております。こういった中で、その作成計画を十分に精査いたしまして、それを全漁連の方に上げまして、そこで認定していただくという事業の流れになっております。

○岩中伸司委員 最終的には全漁連で認定をすると、各県からそういう漁連から上がってくるやつについて審査がされて認定されていくという中身ですね。それでいけばほとんど、条件に合うような形でそれぞれの県漁連あたりから上がっていくのは、ほぼ100%認定されていくという理解をしていいですかね。そういう全漁連でのチェックは。

○岩下水産振興課長 先ほどお話ししましたように、採択条件5人以上、10%削減という条件がございますので、こういったものをクリアしておれば採択条件としては十分ではな

いかというふうに思っております。

ただ、先ほどお話ししましたように、全国枠で80億という予算枠がございますので、そういったものでどこまで救えるかという問題はあるかと思えます。

○岩中伸司委員 それはわかりました。であれば、県独自の、きょう新たな提案があつてますけれども、6,157万円というのは、大体熊本県で、先ほどから聞き取り調査、いろいろなやつをされた結果の補正だろうと思えますので、前川委員も質問されていましたが、これで大体県内の対応はできるという判断をされているわけですね。

○岩下水産振興課長 何回も繰り返しに申しまして申しわけございませんが、国の方で国の中で採択されたけれども、予算枠でだめだというものを県の補正の中で救っていこうという考えでおります。

ただ、先ほどお話ししましたように、できるだけ国の方が条件がよろございますので、できるだけ国の方の事業で採択していただきたいというふうに思っております。

○岩中伸司委員 それは何回も聞いて大体わかるんですが、そういうやつを経て今回出されとる県としてのやつは、大体見通しとしてこれで納得ができるということで理解していいですね。

○岩下水産振興課長 はい。

○松田三郎委員長 ほかにございませんか。

○浦田祐三子委員 3ページの新規事業の施設園芸省エネルギー化緊急対策事業の件なんですけれども、この省エネ資材は、大体どういうものなんですか。

○大田黒園芸生産・流通課長 先ほどちょっとサンプルをごらんいただき……（「だけですか」と呼ぶ者あり）このような……（「それ1つ」と呼ぶ者あり）それと、もう少し薄いものもございます。いずれにしましても、空気層を中に持ったプチプチシート……。

○浦田祐三子委員 だけですか。

○大田黒園芸生産・流通課長 もう1種類ございます。ちょっとサンプルは持ってきていません。

○浦田祐三子委員 単県事業で園芸新たな挑戦強化対策事業がありますが、これは別なんですよね、この資材が。

○大田黒園芸生産・流通課長 園芸新たな挑戦対策事業の方では、二重カーテンですとか、循環扇ですとか、それから排熱回収機ですね。こういうものに補助をいたしておりまして、いわゆる空気二重巻きシート、プチプチシートと言われるものにつきましては、そちらの方では補助対象といたしておりません。初めてでございます。新規でございます。

○浦田祐三子委員 この前8月にJAたまなの青壮年部の方々と農政懇談会をやったときに、ちょっと要望であったんですけども、県の補助率が3分の1なんですけれども、これ2分の1に検討していただけないかという意見がありましたので、一応要望させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○大田黒園芸生産・流通課長 今回の新規の事業につきましては、委員の先生たちの御尽力もございまして、2分の1の補助というふうになっております。

○松田三郎委員長 これが2分の1でしょ

う。

○浦田祐三子委員 このプチプチが2分の1ですね。

○松田三郎委員長 浦田委員がおっしゃるのは、その前の……。

○浦田祐三子委員 その前のやつですね。新たな挑戦強化対策……。

○松田三郎委員長 要望だそうです。

○浦田祐三子委員 はい。ぜひお願いします。

○田代国広委員 今の浦田先生と同じで新たに上がったんですけども、今回1億8,000万という、かなり本県の財政事情からすれば大胆と申しますか、思い切った対策をとられて、非常に農政への意気込みを感じております。

この一般財源であります、恐らく今回補正増をされたわけですけども、その中でこういったものに対する交付税とか、あるいは交付金とか、そういったのをあらかじめ以前に措置されている可能性があったのかどうか1つと、もう一つは、1,200ヘクタールという面積を今回補助対象にされるわけですが、県下にどれだけあるか私知りませんが、1,200ヘクタールをカバーすることによっておおむねハウス農家の方々の要望を満たすことができるというふうに判断されておると思いますが、対象者数、人数ですね。それと、この1,200ヘクタールの根拠についてお尋ねしたいと思います。

○大田黒園芸生産・流通課長 まず、1,200ヘクタールの根拠でございますけれども、いわゆる長期加温、施設園芸への加温する作物の中で、トマトですとか、ナスビですとか、

キュウリ、温州ミカン、デコポンなんかもそうでございますが、11月の中旬ぐらい寒くなってから3月いっぱいまで加温する長期のタイプがございます。その加温タイプが約1,500ヘクタールでございます。そのうちの8割の1,200ヘクタールでおおむね御要望にこたえられるんじゃないかというふうに我々としては思っておるということでございます。

○田代国広委員 あらかじめ前もって意向調査というか、そういったものを取りまとめた結果ではなくて、ある程度県の判断として1,500ヘクタールのおおむね8割ぐらいですれば大体カバーできるだろうと、予想のもとで出とるわけですね。

○大田黒園芸生産・流通課長 一応これは見込みでございます。しっかり御利用いただきたいと、今後我々も、本議会で御承認いただければPRにすぐ入って、広く活用いただくようにしていきたいというふうに思っております。

○田代国広委員 各市町村、自治体も、やっぱりこれに関連して、同じ独自の助成をするというような市町村もあるわけですか。

○大田黒園芸生産・流通課長 それは今のところ聞いておりません。

○廣田農林水産部長 何か熊本市がやっているというのが報道ありましたですね、プチプチシートを。

○田代国広委員 これをですか。

○廣田農林水産部長 はい。何か500万か600万ぐらいをですね。

○前川収委員 今、田代先生からおっしゃっ

たように、あらかじめ国から裏負担があるとか交付税措置があるとかということじゃなくて、今こういう原油高騰対策、原油高騰の状況にかんがみながら、これから冬場の厳しい施設園芸家の状況を見て、先取りして、今回多分全国でやられているのがどれ位であるかわかりませんが、恐らく関連資料はとってらっしゃらないと思いますが、1番が幾つあるかは別としても、全国に先駆ける取り組みだというふうに私は思っておりますけれども、その辺はどうでしょうか、全国の状況は。

○大田黒園芸生産・流通課長 熊本が一番加温の施設面積が多いわけでございますが、全国に例を見ない、主産県では熊本がやっぱりこれだけやっているというのは初めてだと、例を見ないというふうに考えていただいて結構だと思います。小さな県では、大分県ですとか、情報によりますと、小さな県でやっている事例はあるようでございます。

以上でございます。

○前川収委員 そういう、結局熊本の農政に対する意気込みというんですかね、そういったものについては高く評価をしたいと思えますし、そのことはやっぱり声を大にして、農林水産部長、我々はしっかりやっております、いつも文句言われるばかりですけども、たまには胸を張って、しっかりやっておりますというようなこともアピールされるように、要望ですから言っときます。

○松田三郎委員長 我々も宣伝せんばんですね。

○九谷弘一副委員長 プチプチ、急に出てきた話でありまして、温度を上げるという話は、施設園芸は過去からあったわけであって、何で今さらそういったやつが急に——燃料の高

騰によって、そういった話がぼんと出てきているわけでありませぬ。8%から10%の効果があるというような先ほどの御説明でありました。

きょうは農研センターの所長がお見えであると思います。農研センターで実証試験をされているのかないのか、もしされているとするならば、その実績はどうなっているのか、その辺について御説明をいただきたい。

○久保農業研究センター所長 農研センターでございます。

今回のプチプチシートについては、一部試験をしたいきさつがございますけれども、正式な試験課題としてはしてございません。実際にこういった新しい資材が入る場合には、これ導入資金が必要となりますので、基本的には、それを導入可能な現場で研究員が出向きまして確認をするとか、そういった調査には出向くことにしております。

ただ、基本的に農研の場合には、現実の対応でできるものは、やはりもう現場の方で優先していただくということを進めておりまして、そのほかの対策、例えば管理温度の改善ですとか、あるいは5～6年先を見越した新しい装置ですとか、そういったものについての検討を優先させておるのが実情でございます。

○九谷弘一副委員長 今、久保所長の御説明がありましたが、部長にお伺いいたします。

そういった考え方で農林部長は御理解をされているのか。やはりリスクを負わした中で出向いてそういった調査をするという今の説明でありましたけれども、そういった取っかかりのときには、農研センターでそういったリスクの多いやつについては——いい方向だからいいと思いますけれども、金がかかるからそういったことはとてもできませんというふうにも聞こえましたので、その辺について

農林部長のお考えはどうかお聞かせいただきたいと。

○廣田農林水産部長 今度のいわゆるプチプチの導入のときの話なんですけれども、ちょうど8月で、原油価格が史上最高の140何ドルを超えるという値段で、8月30日には総決起大会、日本あるいは熊本の農業が存続できるかというような、そういう危機感を持ったそういう状況であったわけです。

そういう中で、やっぱり今回ちょうど補正の段階で、知事、副知事を初め、何とかせないかぬというような強いお気持ちもあらわれましたし、じゃあその中で何ができるかというとき、ちょうど国の方では、今回の新経済対策の中で、漁業と同じような燃油価格の補てんについて、ちょうどいろいろ話があったわけですが、そういったことはどうも間違いなくできそうだと。そのとき、どうも燃油価格の省エネルギーを20%実現するというのが条件になっておると。

そういう話があった中で、県として何ができるかという中でプチプチシートも今のお話で8%から10%という話があったんですが、メーカーの話では、うまくいったら2割を超えるような省エネ効果があるというような話がございます、それと比較的10アールあたり3万円程度でできるということで価格的にも何とかできる。そうすると、県のいわゆる加温の施設の、特に長期間使うところのほとんどの部分をカバーできるというふうになって、それでじゃあそれをお願いしようというようなことになったわけです。

それで、実際それを実証するという話——実証した後ということじゃなかなか間に合わぬし、二重カーテンとか循環扇とかいう話が出てましたけれども、二重カーテンあたりでは、もう間違いなく10%から10何%ぐらいのあれがあるということで、少なくとも空気層を持ったものであれば、二重カーテンと同等

かもしくはそれ以上の効果があるはずだとい
うところでスタートした話であったわけ
です。

○九谷弘一副委員長 だから、今後そうい
ったものが恐らくまた開発されてくるであ
ろうから、それについて積極的に農研セン
ターが手を上げてきたときに、予算をつ
けてやるかやらないのかを……。

○廣田農林水産部長 できる限り……。

○九谷弘一副委員長 この前、農林水産
委員会で皆さん方に大変御迷惑かけて農
研センターやいろんなところを視察させ
ていただきました。阿蘇の高原の方で二
重カーテンの話を開かさせていただきま
して、非常に効果がある、それをどう
今度は農家につないでいくか、これは
国との連携をどう図っていくかという
ことが大きな課題ですというような説
明を聞いているわけでありまして、そ
れよりも二重にするよりも手っ取り早
いので、サイドのやつをプチプチでや
ると、大田黒課長の話では8%から
10%、メーカーの話では20%とい
う話ですから、真ん中をとって10%
と言われたんだらうけれども、非常
に効果のある話ですから、恐らく農
家としては生産者としては大変あり
がたい話だろうと思います。

これをどのように早く——もう時期が
来ているわけですから、今度は下にお
ろしていくのか、その方法はど
ういった形でおろされるのか。まだ
予算を通過してないわけだから、こ
れが30日閉会になって初めて決定す
るわけでしょうから、今度はそれをど
のようにして下の方にも——当然振
興局、農協等を通してされるのであ
りましょうし、先ほど市町村なども
裏付けをどうするのかという質問も
出しておりましたし、恐らくもう9
月議会はほとんどの市町村が終
わっていると思いますよね。そうす
ると12月議会になってしまうとい

うな市町村——宇土でもそのようなお
話をしていたようでありませぬけれど
も、そういったところも出てくると思
うんですね。

だから、できるだけ早く今度は下につ
ないでやらないと、1,500ヘクタール
のうちの1,200ヘクタールをカバー
したいという御説明ですから、よほど
腰を入れてやらないとなかなか最末
端まで行き届かないという現象が起
ってくる可能性があるということであ
りますので、その辺は怠りのないよう
にひとつやっていただきたいなとい
うふうに思います。

以上です。

○高木健次委員 今回補正で、燃油高
騰に関する補正ということで、合計2
部門で2億6,000万ですかね、配
られとって、大変農家に対して農林
漁業に対しては非常によかったな
という感じがしておりますけれども、
これも燃油高騰に関するということで
大体計上されておりますけれども、
農家の悲鳴というのは——全農家
幅広くやっぱり救ってやらなきゃ
ならないという感じがしておるん
ですけれども、燃油に限らず肥料も
上がりましたよね。この辺は、J
Aが10億とか何とか緊急対策を
やったというようなことで、そ
っちの方に一応任せたらもう県
としては余り関係ないんだとい
うような気持ちもあるのかもしれ
ませぬけれども、ただ、やっぱり
農家全般を幅広く救うというこ
とであれば、肥料にしても非常
に農家にとっては1俵かなりの高
騰ですから、簡単にいえば肥料1
俵に対する補助というのをやった
方が幅広く農家を救えるんじ
ゃないかなという気持ちがするん
ですね。

それと、不公平感というか、例
えば飼料にしても、やっぱり酪農
家あたりは、今回外国飼料で相当
高騰した飼料を買っているわけ
ですよね。だから、この辺につ
いても考えられなかったのか、
対策としては。

それと、やっぱり原油が上がった
から補助するということと、裏を
返せば、特に酪農家

あたりは、やっぱり何十年も前から自給自足で飼料をつくりなさいと、必ず外国飼料は上がりますよというふうな状況で来ると思うんですよね。

だから、その対策として、やっぱり自給自足でやる、飼料あたりは自分のところで賄えるという、転作等も含めてですよ、そういうところに対する補助というものも出していた方が、やっぱり緊急対策じゃなくして、これからの自給自足とか、農業を活性化させる、あるいは熊本県の農業を再生させるという意味では、非常に大きな問題につながるんじゃないかなと思うわけですよ。その辺のことについてはいかがは今回は思われたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○藤井農業技術課長 農業技術課でございますが、肥料価格の高騰についてでございますけれども、その背景を見てみますと、確かに原油高騰というのがございます。ただ、原油高騰だけじゃなくて、中国とかインド等の食糧増産に向けている国、これが非常に肥料を出さない、買い占めていると、そういった状況がございまして。それから、一方でトウモロコシ等の作付がかなり広がっておりまして、それに肥料をつぎ込むと。

それから、肥料の原料でございます磷酸カリについては、原産国が非常に限られているということでございまして、急激な増産ができないということでございまして。そういう状況がございまして。背景がございまして。

肥料の価格そのものもそうなんですけれども、果たして今までみたいに化学肥料が確保できるかと、そういう確保できない場面が、今までみたいにできない場面も生じてきていると、将来を見据えても。

そういうことでございまして、県としては、まず今まで安かったものですからかなりの量を使ってきておりますけれども、これを一遍見直そうじゃないかということで、適正かつ

効果的な施肥の方法とか化学肥料にかわるものを探していこうじゃないかと、そういったことで今取り組んでおるところでございます。

具体的に申し上げますと、1つには、やっぱり一般的には磷酸カリが相当土壌に蓄積しているんじゃないかといううわさもございまして、土壌分析をできるだけ自分たちの圃場をちゃんと見てもらおうと、余分な肥料をやらなくていいんじゃないかなというのが1つございます。

それから、もう1つ、施肥の方法でございますけれども、これまでは安かったものですから全面施肥ということでかなり大盤振る舞いしてやってきたんですけれども、これを局所施肥といいますか、根の周りに施肥することで2～3割ぐらいは削減できるという数字もございまして。

それから、もう1つ、堆肥でございます。堆肥も、今まで土壌改良剤ということでこれをしてきたんですけれども、当然に堆肥の中には肥料成分がございまして。だから、その肥料成分を堆肥を肥料として見れないかということで今取り組んでおるところでございます。

堆厩肥につきましては、牛ふん、豚ふん、鶏ふんというものがございましてけれども、豚ふんとか鶏ふんは、これは肥料成分としてもかなり有効でバランスもいいということなんですけれども、量が少ないとか未熟なものがまだ時としてあるとか、そういった欠点がございましてけれども、牛ふんについては、JA菊池あたりを中心として非常に良質な堆肥が生産されております。

牛ふんの場合は、窒素分が少ないとか、散布する場合にちょっと手がかかるとか、そういったことがございまして、これの実証方法をしながら——あるいは合志町の方でやっていらっしゃるようですようにペレット化ですね。そういった肥料としてできないかという

ことで今検討を始めておるところでございます。

だから、化学肥料につきましては、農家数が相当多いものですから、価格補てんについては、これは基本的にはもう国の方でやってもらうべきかなということで、農業技術課としては、技術的な視点で節減できないかということで、パンフレットといたしますか、マニュアルもつくりましたし、そういったものでできるだけ節減効果のある形でやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○高木健次委員 大体説明でわかりましたけれども、さっき言った飼料ですね。例えば、酪農家が飼料を転作して、自分のところで自給自足、自給率のアップにつなげるような助成補助対策というものも必要と思うんですね。これは今回の補正の関係ですけれども、その辺の取り組みについては考えがあるのかなんかもちょっとお尋ねします。

○高野畜産課長 畜産課でございます。

高木先生の方からの御質問でございますけれども、特に畜産関係の強い農業づくり交付金、これは国の補助金でございますけれども、そちらの方で例えば草地の放牧関係とか、それとか特に水田関係、こちらの転作で飼料用稲とかこういった部分についてはずっと補助事業があるわけでございます。

それで、特に熊本県の場合が、今飼料の自給率が24%、大体食糧が今40%ですけれども、飼料の方が24%ということで非常に低く、これを22年までに30%までするというので今増産体制をやっているわけでございます。

そういう中で草地とかそういった部分は、かなり水田はありますけれども、畑地関係、こちらの方の部分の、特にトウモロコシ関係の増産に対して今まで補助がなかったわけでございますけれども、今回2月に国が定めま

した緊急対策、あの中に飼料作物の増産対策——これは10アール当たり、作付を拡大すれば1万2,000円の奨励金、こういったことができるような格好になりましたので、今こちらの方を進めているわけでございます。

多分、国、県も、根本的には先生が言われますように、もう外国からの濃厚飼料に頼らない、国内での自給飼料体制、こちらの方に持っていきたいということをしているんですけども、なかなか、今までが非常に飼料が安かったもので、増産はしながらでもなかなか伸びなかったというところがあるんですけども、今後はその部分については一番力を入れてやっていきたいと思っているところでございます。

○松田三郎委員長 ほかにありませんか。

○岩中伸司委員 今、農業関係では、燃費の対策で施設を新たに設備投資するとかそういうことですが、燃油関係では全くないようですが、これは参考までに今県内でどれくらい——例えばハウスでたく油の量とかが把握されていれば、全体でどれくらいの燃料が使われているのか、わかればどなたか。

○松田三郎委員長 ハウス関係だけ。

○岩中伸司委員 ハウス関係。

○大田黒園芸生産・流通課長 園芸関係だけで御答弁させていただきますが、14万4,000キロリットル、推計でございますけれども。大体作型と、要するにいつからたき始めていつまでに何日間たくかということと、温度設定をどうするとどのくらい消費するという、そういう推計のもとで14万4,000キロリットルが園芸関係で1年間に消費されてというふうに考えております。

○岩中伸司委員 園芸関係以外ではどれぐらいか、何か農業関係、どなたかわかります。園芸関係ではほとんどこうですかね。それくらいですかね。ほかで使うところはなかですかね。

○松田三郎委員長 もし何かわかりましたら、岩中委員に後ほど報告をお願いします。

それでは、以上で質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号と第9号、第11号から第13号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松田三郎委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松田三郎委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松田三郎委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それではまず、伊藤農林水産政策課長から順次報告をお願いいたします。

○伊藤農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

お手元に熊本県財政再建戦略という冊子がお配りしてあるかと思いますが、これにつきまして概要を御報告させていただきたいと思っております。

本件につきましては、総務常任委員会において報告が行われることとなっておりますが、財政再建は各部局全般にかかわるものから、ごございますことから、当常任委員会においても、その概要を報告させていただきたいと思っております。

まず、表紙をお開き願います。

まず初めに、中間報告を行うに当たっての知事のメッセージを掲載しております。

危機的な財政状況を克服するため、歳入、歳出両面にわたる抜本的な見直しに取り組んだものの、現時点では財源不足額の解消にはほど遠い結果となっていることから、職員給与費の削減を含めたさらなる見直しを進めること、また、県民の皆様説明責任を果たしていくためには、県みずからが身を切るような努力を行うことが必要であることなど、財政危機の克服に向けた知事の決意を改めて示しておるところでございます。

1ページをお開きください。目次の次の1ページでございます。

まず、県財政の現状と課題でございますが、8ページまでは、6月に公表いたしました内容を中心に、改めまして国と地方、また本県の財政状況について、資料を用いて説明しておるところでございます。

なお、4ページにつきましては、全国知事会が作成しました地方財政全体の将来推計の資料でございます。

中段の表でおわかりのように、このままでは、平成21年度には都道府県が、平成23年度には都道府県、市町村とも財政破綻に陥ることとなっております、財政の危機的状況は本県に限らず地方全体の問題であることがおわかりいただけると思っております。

次に、9ページをお願いいたします。ここ

からが中間報告の内容となっております。

10ページをお願いいたします。

10ページから11ページにわたりまして、戦略策定の背景、戦略の基本的な考え方、目標等について体系的に整理しております。再建戦略の目標といたしまして、持続可能な行財政システムの構築を掲げているところでございます。

なお、最下段でございますが、戦略の期間につきましては、平成20年度から23年度までの4年間といたしまして、平成21年度から23年度までを集中取り組み期間として取り組むこととしております。

12ページをお願いいたします。

財政システム改革についてでございます。

6つの方針に従いまして、歳入、歳出両面における抜本的な改革に取り組み、歳入に応じた歳出構造への転換を目指すこととしております。

13ページから18ページにかけましては、歳入に係る9項目につきまして、基本的な考え方、具体的な取り組み内容、課題等について整理しておるところでございます。

主な内容を申し上げますと、まず、13ページでございますが、13ページの県税では、徴収率アップのための取り組み強化をするとともに、水とみどりの森づくり税につきまして、その用途について見直しを進めてまいるとしてしております。

また、14ページの資産の有効活用では、未利用資産を初めといたしまして土地の売却等に取り組むこととしておりまして、六本木の熊本会館、旧免許センター跡地、水前寺2丁目宿舎いわゆる知事村でございますが、これらの売却を予定しているところでございます。

次に、飛びまして19ページをお願いいたします。

19ページから28ページにかけましては、歳出に係る5項目について整理し、記載してい

るところでございます。

まず、人件費についてでございますが、本県では、これまでも、職員数や給与の削減に取り組んできたところでございます。今後新たな定員管理計画を策定し、現在の計画とあわせまして、今後4年間で1,200名以上の削減に取り組むとともに、職員給与の削減についても検討することとしております。

次に、21ページをお願いいたします。

各種補助金や物件費、維持管理費などの一般行政経費につきましては、全体で約40%の削減を目標に取り組みました。

その中で、県が必要最小限取り組む必要がある経費を基礎的なものと整理しておりますが、その割合が77%を占めておりまして、抜本的な削減が難しいことから、削減の割合も15%程度にとどまっているところでございます。

次に、22ページをお願いいたします。

補助金等につきましては、その性質に応じまして10%から40%の削減を要請せざるを得ない状況でございます。補助金によりましては削減が難しいものもございますが、県として、統一的な考えのもと、関係団体等の御理解を得ながら削減に取り組むこととしております。

23ページ以降には、プロジェクトチームで個別に検討を行いました補助金を初めとする項目につきまして、その見直しの方向性について記載しております。市町村向けの③でございますが、農林水産部といたしましては、各種補助金の見直しということが掲げられているところでございます。

次に、26ページをお願いいたします。

26ページから28ページにわたりましては、投資的経費について記載しております。

補助投資につきましては、毎年度5%、単独投資につきましては、3カ年で35%程度の削減を目標に取り組んでおり、投資的経費全体で20%程度の削減見込みとなっているとこ

ろでございます。

なお、28ページの課題に記載しておりますとおり、見直しを進めるに当たりましては、公共投資に依存する割合が高いという本県の実情を踏まえ、投資的経費の削減が地域経済に与える影響等について十分配慮していく必要があると考えているところでございます。

29ページをお願いいたします。

ここからは、行政システム改革について記載しております。

人口減少や少子高齢化の進展、県民ニーズの多様化、地方分権の推進など、これまでにない環境変化の中で危機的な財政状況にも直面しております。

このため、記載しております5項目の方針に従いまして、こうした環境変化に対応可能な簡素で効率的な行政システムへの転換を目指していくこととしております。

まず、業務の見直しといたしまして、民間や市町村施設との役割分担という観点から、公の施設の見直しに取り組んでまいります。

また、県出資団体等につきましては、人的、財政的支援について引き続き見直しを進めるとともに、団体のあり方についても検討を進めることとしております。

飛びまして32ページをお願いいたします。32ページでございます。

組織体制の見直しについてでございますが、本庁及び地域振興局を初めとする出先機関の組織体制について見直しを進めていくこととしております。

33ページをお願いいたします。

職員数の削減等につきましては、財政システム改革の中でも御説明しましたとおり、職員数の削減や臨時職員の配置の見直し等に取り組んでまいります。

34ページをお願いいたします。

地方分権に向けた取り組みにつきましては、引き続き、市町村合併の推進、さらには政令指定都市の実現に向けた取り組みを進め

てまいります。また、市町村へのさらなる事務、権限移譲を推進していくこととしております。

意識改革の取り組みについてでございますが、35ページでございます。

行財政改革を強力に推進するため、職員のこれまで以上の意識改革に取り組むこととしております。

次に、36ページをお願いいたします。

現時点での財源不足の状況につきましては、平成21年度から24年度までの大まかな見直しではございますが、現時点では、これまで御説明しました見直しに取り組んでも、なお毎年度約59億円の財源不足が見込まれているところでございます。

37ページでございます。

今後のスケジュールにつきましては、見直し内容の精査を進めるとともに、市町村や関係団体等に対しましても説明を行っていくこととしております。さらに、当初予算編成作業の中でも、さらなる見直しを行いながら財政再建戦略案として取りまとめ、来年2月の平成21年度当初予算案にあわせ公表したいと考えているところでございます。

38ページをお願いいたします。

今後見直しを進めていくに当たって留意すべき事項を特記として2項目掲載しております。

持続可能な地方財政制度の確立に向けた国への要請につきましては、まず、県みずからが財政再建に向けた取り組みを進めていくとともに、国に対しても積極的に要請を行っていくこととしております。

また、地域経済への配慮につきましては、県の歳出削減が公共事業を初め地域経済に大きな影響を与えることが懸念されていることから、限られた財源の中でより地域の活性化に資する事業に重点化を図っていくとともに、熊本県中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえながら、県内中小企業者の受注機会の拡

大や県内産品の利用拡大にも積極的に取り組んでいくこととしております。

最後に、参考資料といたしまして、39ページに県民の皆様から財政再建目安箱などに寄せられました御意見、御提案の概要について記載しております。

以上が財政再建戦略中間報告の概要でございます。まだ検討中のものもございますが、今後さらに検討を深め、危機的な状況にある県財政の再建に全庁一丸となって取り組んでまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

以上でございます。

続きまして、県出資団体等の見直し状況報告でございます。

報告資料1枚紙でございますが、これに基づきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

農林水産部におきましては、ワンペーパーが県関与見直し実行計画に基づく県出資団体等の見直し状況報告という1枚紙でございます。

当部におきましては、先ほど経営状況を報告いたしました農業公社、林業公社、林業従事者育成基金を初め、10団体を対象として実行計画を策定……。

○松田三郎委員長 ちょっと待ってください。報告事項②と、表裏の表紙……（「A4の横と言わぬとわからぬ」と呼ぶ者あり）

○伊藤農林水産政策課長 済みません、A4の横でございます。

この実行計画では、団体存廃の方向性、団体代表者等への県職員就任の見直し、県職員派遣の見直し、県費支出の見直しにつきまして、それぞれ目標を掲げて取り組みを進めているところでございます。

それでは、それぞれの項目に従いまして御説明をいたします。

まず、団体名の右側に書いてございますが、団体の存廃の方向性とその後の見直し状況でございます。

それから、計画記載の方向性のところでございますが、農業会議及び林業公社以外は、県関与を縮小して存続としております。それぞれの計画に沿った見直しを行っているところでございます。

団体名の4のところでございますが、県の農業会議につきましては、法定規定事務を適正に遂行しているところでございます。

また、裏面でございますが、裏面の7林業公社につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。林業公社を存続させる方向で引き続き支援するとともに、各種助言、指導、監督を行っていくことを柱として県の方針を決定したところでございます。

それから、その他の団体につきましては、先ほど、農業公社につきましては経営状況を報告いたしました説明と重複いたしますので省略いたします。

それから、6の畜産協会でございます。裏面6の畜産協会でございますが、これにつきましては、平成17年7月に肉豚価格安定基金協会と統合して組織強化を図っているほか、各団体代表者等への県職員の就任の見直しや県費支出の削減等を進め、県関与を縮小していきながら所管事務を適切に実施していくこととしております。

次に、また表面に戻っていただきたいと思います。但し、団体代表者等への県職員就任の見直しでございますが、業務の関連性でやむを得ないケースを除き見直すこととしておりまして、記載のとおり農業公社を初めとした各種団体で見直しを行っているところでございます。

次に、県職員派遣の見直しでございます。農業公園への指定管理者制度導入に伴い農業公社への派遣を見直したことによりまして、農業公社につきましては、平成16年度と

比較いたしまして5名削減しているところがございます。

次に、その横の欄でございますが、県費支出の見直しでございます。

各種補助金や委託料の見直しを図った上に、5番の果実生産出荷安定基金協会で実施しておりました価格補てん制度が終了したこともございまして――裏面の一番下でございますけれども、申しわけございません、裏面の一番下の合計のところでございますけれども、平成20年度では、平成16年度から約6億6,000万円余を削減しているところございまして、4年間の累計で申し上げますと19億円を超える削減を実施しているところでございます。

以上、現在の取り組み状況を御説明しましたが、平成18年3月に策定いたしました県関与見直し実行計画に沿った内容で各団体とも着実に取り組んでおり、また今後も取り組んでまいり所存でございますので、それをつけ加えまして報告を終わらせていただきます。

○進藤農村計画・技術管理課長 農村計画・技術管理課でございます。座って報告させていただきます。

お手元のA4縦の報告事項③という資料に沿いまして、国営川辺川土地改良事業(利水事業)の現状と今後の進め方について報告いたします。

6月の本常任委員会においても報告いたしました。それ以降の出来事を中心に簡潔に報告いたします。

まず、現状ですが、2つ目のポツにありますように、4月2日に、全首長そろっての6市町村長会議が約10カ月ぶりに開催されて以来、7月3日の同会議におきまして、農水省新案いわゆる既設導水路活用案でございますが、これを6市町村長推奨案とすることで合意しております。

一方、相良村議会におきましては、国営利水事業に反対する議員が多数を占めておまして、村長が提案した川辺川総合土地改良事業組合負担金を含む本年度の補正予算案につきまして、同負担金を全額削除した修正案を2度にわたり可決するという事で新村長の方針に反発しております。これにつきましては、地方自治法上の義務的経費ということで、同負担金は7月末に事業組合に納付されております。

このように、6市町村による協議の進展は見られるわけでございますが、いまだ地元の合意形成の見込みが不透明な状況にあるということ等を踏まえまして、事業主体である農林水産省は、8月末の平成21年度政府予算概算要求におきまして本事業の予算要求を見送ったということでございます。

次に、本事業の今後の進め方でございますが、土地改良法上、関係市町村の合意や農家の3分の2以上の同意が必要ということでございまして、まずは、関係市町村におきまして、農家の意見、要望等を十分踏まえまして、地元の合意形成が図られることが必要ということでございます。

県といたしましては、水を必要とする農家の思いを念頭に置きながら、引き続き、国や市町村の動向等を見きわめながら、関係市町村間の合意形成に向けて必要な支援に努めていく所存でございます。

以上でございます。

○松田三郎委員長 報告が終了しましたので、今の報告に関しての質疑を受けたいと思っておりますが、質疑はございませんか。

済みません、簡潔に、私からちょっと御質問を進藤課長に。

例の蒲島知事が治水に関して白紙撤回云々の発言をなさって、それ以降といいますが、それが利水事業に与える影響、県として――予想でしかなかなか言いにくい部分もあろう

かと思いますが、いい部分に作用するかもしれないというところもあるし、もしかすると悪い影響もあるのかもしれない。今の時点で県として予想される影響というものをちょっとお聞かせいただければと。

○進藤農村計画・技術管理課長 現在、関係6市町村長が推奨しております既設導水路活用案ということ、この案につきましては実質的に川辺川ダムから切り離されております。したがって、ダムの有無にかかわらず治水が可能な案ということでございますので、直接川辺川ダム計画に影響されるものではないというふうに認識しております。

ただ、今委員長御指摘の今後の状況等はどうかということでございますが、これにつきましては、関係6市町村会議、これからまた開催されていくと思っておりますけれども、まずは、その利水事業について、関係農家等の状況を踏まえて、どのように今——合意はされているのですが、どのように判断されていくのか、相良村議会の状況あるいは関係土地改良区の状況、そういったことをよく見きわめながら、合意形成をまた引き続き図っていくということで考えておりますので、県として今見る限り、今回の知事の判断というものが利水事業に直接的に響くことはほとんどないのではないのかなというふうに考えているところで

○松田三郎委員長 報告についての質疑を終了いたします。

次に、その他に入りますが、何かありませんか。

○前川収委員 委員会から意見書提出について提案したいと思います。

たばこ税増税に反対する意見書ということで、委員の皆さん方御承知のとおり、本県は全国でトップの葉たばこの生産県でありまし

て、昨年度は81億強の生産額があり、本県農産物でも重要な位置を占めております。

また、このたばこの税収については、県、市町村合わせて、熊本でいうと150億円にも上る税収があつているということでありまして、今国の税制調査会ではたばこ税を引き上げようという議論がされておりますが、ある程度の増税というのは私は当然のことだと思いますが、いろいろマスコミ等々を通じながら発信されている内容においては、2倍とか3倍とかというそういう話が、非常に極端な値上げというものについての話が聞こえてきております。

もしそういうことが実現されるということになると、我が県の主要産業であります葉たばこ生産、これに非常に大きな痛手になるというふうに思ってますし、増税が結果として税金が減ること、吸う人がいなくなって税金が減ることにもつながっていくかというふうに思っておりますので、大幅な増税という部分について、ぜひそれはやめていただきたいという旨の意見書を国に提出いただきたいというふうに思っておりますが、ぜひこの議案を本委員会から提出していただきたいというふうに思っておりますので、委員長、取り計らいをぜひよろしくお願い申し上げます。

○松田三郎委員長 前川委員から、本委員会から意見書を提出していただきたいという御提案であります。意見書の案を私がつくっておりますので、ただいまからその案をお配りさせていただきたいと思います。

(意見書案配付)

○松田三郎委員長 それでは、配付いたしました意見書案を事務局から読み上げさせます。

○議会事務局 たばこ税増税に反対する意見書(案)

本県の葉たばこ生産は、平成19年度では、生産農家数1,062戸(全国4位)、耕作面積1,889ヘクタール(全国2位)、生産量で4,191トン(全国1位)、生産額で81億4,000万円(全国1位)となるなど全国トップの生産県であり、また、県内農業生産においても重要な地位を占めている。

最近、こうした葉たばこ生産農家にとって、今後の経営に大きな影響を及ぼすたばこ税増税論が盛んになっている。これは将来の社会保障費等の財源を確保するため、消費税増税に代わりたばこ税の大幅増税が議論されているものである。

現在においても、たばこ税収は、本県で県、市町村あわせて約150億円、全国で約2兆3,000億円にのぼるなど、国・地方の財政に大きく貢献しており、また、価格に対する税率は63.1%と高い水準にあるにもかかわらず、平成21年度の税制改正を審議する年末の政府税制調査会において、たばこ税の増税が議論されると報じられている。

たばこ税の増税は、当然のこととしてたばこの小売価格のアップを招き、伝えられるように現行の2倍3倍となれば、過去の国内での値上げや諸外国の先例からも消費が大きく減退することは必至である。こうしたことになれば、葉たばこ生産農家にとって大きな打撃となり、生産を縮小または中止せざるを得ない農家が続出することが懸念される。

よって、国におかれては、本県の葉たばこ生産農家や産地に壊滅的影響を与えるおそれのある急激なたばこ税の増税を行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

以上です。

○松田三郎委員長 文言等の誤字、脱字がご

ざいましたら、また、何か御意見でもありましたらいただきたいと思います。

それでは、この今読み上げました意見書案により、委員会提出議案として本会議に提出したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岩中伸司委員 異議なしですが、参考までに、たばこというのは、これはほぼ100%自給ですかね。食糧の自給率はえらい下がってるばってん、たばこというのはどがんか、どなたか御存じですか。

○麻生農産課長 たばこの消費につきまして、自給といいますか、外国たばこもございまして、資料によりますと、全国で消費されているたばこにつきましては、平成20年度では、いわゆる国内たばこが60%程度というふうに聞いております。

○岩中伸司委員 あと40%は海外のたばこですたいね。

○麻生農産課長 そうですね。海外ということになります。

それから、もしくは国産たばこの中に外国たばこをまぜて使う製品もあるというふうに聞いております。

○福島和敏委員 関連して。

1週間ぐらい前に、ニューヨークに住んでいる私のおいが帰ってきて、セブンスター吸っているんですね。おまえはいつもセブンスターを吸っているのかと言ったら、今アメリカでは日本のたばこが物すごい人気だそうですよ。なぜかという、アメリカに入ってくるアメリカという国産のたばこのほとんどがブラジルだと。ブラジルの葉たばこは、もう農薬漬けだそうですよ。だから、日本の葉たばこは、農薬を余り使っていないということでアメリカではブームになっていることだそう

で、熊本県がナンバーワンということは非常にいい話じゃないかなと思います。

○松田三郎委員長 御異議がないようでございますので、この意見書案により議案を提出することに決定いたしました。

その他でほかにございませんか。

○九谷弘一副委員長 ちょっとお伺いします。

食の安全、安心ということで、これは国の方でお考えになるのが当然でありますけれども、県としてどのようにとらえていらっしゃるのかという三笠フーズの件であります。

美少年は公表されておりますけれども、ほかのところは公表されているところはあるのかなのか、私わかりませんけれども、風評被害等々があれば件数ぐらい公表ができれば言っていたきたいというのと、それと、ミニマムアクセスの77万トンの一部がそういった形で出ているわけでありまして、平成2年と比較した熊本県の算出額、米だけで40%削減、減っているという熊本県であります。

大いに熊本県の米に対して、逆にいえばチャンスの時期到来かなという思いがしますので、その辺のPR等々も含めた国産米、熊本県米のPR、そういったことも行う必要があるんじゃないかという思いから質問をするわけであります。

食の安全、大きなとらえ方でいうと、これは厚生常任委員会の方で恐らくきょう議論になっているというふうに思います。ただ、農林水産委員会で米に関することについては知らんぷりするわけにはいかぬのであろうという思いがするわけであります。

その辺について、農林水産部長はどのようにとらえていらっしゃるのか、美少年以外にそういった被害を受けたところがあるのかなのか。店名等の公表ができなければ公表されなくて結構でございますけれども、件数ぐ

らい何件あるのか御承知ならば教えていただきたい。

それと、その続きで熊本県の米を売り込むチャンスだという点からとらえて、麻生課長にどうお考えなのかお聞きをいたしたいと思います。

○廣田農林水産部長 まず、実情について、じゃあ麻生課長の方から。

○麻生農産課長 今御質問の三笠フーズにつきましては、おっしゃるとおりうちの県では健康福祉部の方で基本的には所管をしておりますが、米にかかわることでございますので、我々もその情報を仕入れて分析等をしておるところですけれども、三笠フーズにかかわります関連流通経路としては、新聞等によりまずと390社、県内では41社、そのうち副委員長が言われました、これはもう実名を出してもいいと思いますけれども、美少年と球磨の抜群酒造と六調子酒造という、この3社がお酒の関係でございまして、あと32社が菓子製造業、その他6社が米の流通の関連業ということでございます。

おっしゃるように、今非常に風評被害が出ておまして、その辺の対策につきましては国の方で今対応をしているところですが、熊本県もこの際売り込みをというお話でございまして、実際に球磨のしょうちゅうあたりで地域内流通といいますか、いわゆる球磨のしょうちゅうを球磨の酒屋さんと地産地消で売るといような取り組みもやっておりますので、我々としては、そういうものを大いにPRして今後どんどん進めていきたいというふうに思っております。

○廣田農林水産部長 米の消費拡大の話なんですけれども、農林水産省の方の話では、平成19年度の米の消費が、今までずっと毎年8%ずつぐらい減ってきたのが、昨年度は20万

トンですか、消費がふえたというようなことで、そういうことでやっぱりこれは一つは相対的に小麦の価格が非常に高くなっておりまし、米についても、大体トン当たり普通のとかが200ドルぐらいだったのが去年の3倍とか4倍とかになりまして、1,000ドルで1キロに直すと100円近くに外米も上がっております。

そういうことでミニマムアクセス米自体もなかなかもう輸入できないという、そういった問題も出たということで、ですから穀物が非常に上がるというのはあれなんです、例えばそのおかげでパンとかなんとかの値段も上がるということで、相対的に今非常に米が安心、安全で、しかも安いというふうになっておるかと思えます。

それで、今国の方でも穀物自給率を40%、50%まで上げようという中で、やはり米とかカロリーの高いものの消費が一番重要と思えますので、ぜひこの機会に本当に米の消費拡大を農林水産部としても取り組んでいければというふうに思いますし、現実的に例えば学校教育の現場で米飯給食がふえてますけれども、これも週5回のうち3.03回ぐらいがもう米になっておるということで、地産地消に学校教育を通じて非常に協力していただいておりますけれども、さらに、子供の世代からぜひ米を食べる習慣という形でそういったことができるように、食育とか、地産地消とか、自給率の向上とか、あらゆる機会を通じて米の消費拡大には頑張っていかないかぬというふうに思っております。

○九谷弘一副委員長 まあひとつ、これを契機にプラスにとらえて、熊本の米が、地産地消的な形で、県内は県内で売ってしまうような形にしてしまうと大変いいなと。どうぞひとつ頑張ってやっていただきたいと思えます。

○松田三郎委員長 ほかにありませんか。

○福島和敏委員 もう12時過ぎましたので、たくさん質問があったのですが、1点だけ。

農林水産部長に水産に関係ある部長にお尋ねをいたしますが、先日の一般質問でも実は同じ質問をして、きのうの環境特別委員会にも出たんですが、54年続けてきた荒瀬ダム、県は、八代海には影響ないと言い続けてきたという話なんです、まず部長に、本当に八代海には荒瀬ダムは影響なかったのかどうか、まずお尋ねしたいと思います。個人的な意見はだめですよ。

○廣田農林水産部長 前回お話があって、その後、水産関係の職員とか、資料とかもいろいろ調べてもらったんですが、なかなか難しいと思います。

間違いなく言えるのは、河川に何も水の流れを妨げるものがないのが一番自然な状況で、それが一番いいというのは間違いありません。ところが、特に人間が都市部で生活していたら、農業用とか飲料用とか工業用というような形で川の水を使うという中で、そういう流れの中で荒瀬ダムが一つできてきたんだらうというふうに思うわけです。

それで、荒瀬ダムがあることが、有明海とか不知火海の漁業資源とか漁獲に影響がないということは言えないだろうと思えます。だから、ない方がいいのはいい。ところが、じゃあそれを取り除かないかぬような影響がある、もしくは取り除いたら劇的に例えばアユとかアサリとかそういったものがふえてくるのかと、そういう判断なんだろうと思えます。

それで、その中でアユとかハマグリとかアサリの取れ高の状況も、例えば荒瀬があるからとれないのかどうか、あるいは最近とれ出したのは、先生がおっしゃるように、試験的にゲートを上げたからふえたのかというような因果関係がなかなか見出せない。

それともう1つ、荒瀬ダムだけを撤去しても、瀬戸石ダムとか、その下に球磨川堰とか堰がございますよね。そうなった場合、じゃあ全く自然の川に戻るといこともないので、それでも劇的に水産資源のあれにいい影響があるかという、なかなか言えないというような、どうもそんな感じなんですけど。

○福島和敏委員 多分そのくらいの返事だろうと思ったんですけども、まずは荒瀬ダムの上に瀬戸石ダムがありますよね。だから、あのダムがあるから論議にならないというような話だろうと思います。

きのう、実は環境特別委員会では企業局が認めたんですね、影響ありますと。ただ、水産振興課長さんは、何か歯切れの悪いあいさつ、今みたいな全く同じような話だったんですが、実際八代海で生計を立てている人たちが、県漁連の松本会長名で、影響ありますという要望書が出ているんですよね、知事あてにね。

この中には、非常にもう生活に困っているんだという必死の願いが入っているんですよね、現実にそこで生活している人たちが。実際私も魚屋の息子ですからよくわかってますが、八代の魚市場はつぶれて大変今八代は困っているんですよ。

じゃあその原因は何なのといった場合、私たちはやっぱりだれでも——漁師が魚がとれなくなった、この前の知事要望、知事応接室でもう必死になって、もう跡取りもいないんだということを知事に一生懸命言っておられた。知事も納得されているんですよ、そういう具体的なことに。

それなのに、やっぱり今みたいになけりゃあない方がいいというようなことでいいんでしょうか。県の大事な水産担当をされる部長がですよ、もう少し具体的な話をされぬと、これは漁民は納得しませんよ。

不知火海37漁協の皆さん方が、もしこれが

継続していったら訴訟までしようかという話まで実はあっているんですよ。そうなったとき県はどうすべきなのかというまで考えて——きょうはいいです、それ以上のことは。県としても考えていかんといかぬのではないかなど、私は、現実に最下流の八代市に住んでてそう思うんですよね。

だから、そういう意識を、余り変わらせぬよというようなことを、こういう人たちの前で言ったりすると大変なことになるということをつけ加えて、満足はいきませんけれども、答えとして受け取りたいと思います。

○松田三郎委員長 部長も、余り変わらせぬよという御発言じゃなくて、因果関係は特定しにくいということでしょう。荒瀬ダムができたからすべてその影響だとは、今の県の例えば検証では言えないということでしょうから。

ほかにありませんか。

○浦田祐三子委員 済みません、時間が押している中で申しわけないんですけども。

私の地元の玉名市のある校区の農家の方々が非常に困ってらっしゃるんですね。御存じかどうかわからないんですけども、三ツ川校区といいまして、昨年献穀米をつくったところなんですけれども、平成16年の2月に、新幹線のトンネル工事によって水脈を切られてしましまして、それから湧水が始まってしましまして、機構側の応急対策として今水は来ているんですけども、田んぼに農業用水が足りないということで、おとしはタンク車が出たんですけども、昨年に関してはタンク車が出てないということだったんですね。

それで、冬場はまあ何とかいいんですけども、夏場は非常に困っていらっしゃるということで何度と相談があったんですけども、県の立場としては、どこまで対応できる

かどうかお尋ねしたいと思います。

○松田三郎委員長 これは、問題点は把握されていますか。

○浦田祐三子委員 ただ、恒久対策の地元の要望と機構側の対応が全く今のところかみ合わないというか、なかなか話が進まない状況にあるんですよね。

○加納農林水産部次長 農業農村整備の方の担当をしております加納です。

今の御質問につきましては、熊日新聞でありましたでしょうか、9月の21日か22日ごろに載りまして、農家のお気持ちを考えると非常に私も心配をしているんですが、実は私も中に入っておりませんので、詳しいことはわかりません。

新聞情報を見る限りでは、渇水被害対策連絡協議会というところと、今お話がありました農家の方といますかね、集落の方とお話し合いをされて、ため池を3つほどつくって、渇水対策といますか、対応しようということでございます。

それで、私ども農業土木の技術者でございますので、そういう技術面の方からお手伝いをすることがもしできるようでありますれば、お手伝いといますか、協力といますか、サポートといますか、アドバイスを求められたら、それにお答えはしていきたいというふうには考えてございます。

以上です。

○浦田祐三子委員 8月の25日の日に、土木部の部長には、地元から10何名かいらっしゃって要望書を出してあるんですね。だから、そういう面では、また横のつながりというか、土木部の方にもしっかりお話が上がっていると思いますので、よければ確認していただいて、県として農業用水の確保を今後はしっか

り行っていただきたいというふうをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○松田三郎委員長 ないようでございますので、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

最後に、陳情、要望書が8件提出されておりますので、参考として委員の皆様のお手元に写しを配付いたしております。

それでは、これをもちまして第3回農林水産常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後0時25分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長